# 養父市高齢者福祉計画· 第8期介護保険事業計画

(令和3年度~令和5年度)





# 1 計画の概要

### 1. 計画策定の趣旨

介護保険制度が 2000 年(平成 12 年) にスタートして 20 年が経過し、サービス利用者及びサービス提供事業者が増加するなど、高齢者の生活を支える制度として定着しています。他方で、介護保険料の高騰、介護従事者の不足等、超高齢化による課題がみられます。

養父市(以下、「本市」という。)においても、団塊世代が75歳以上となる2025年(令和7年)、団塊世代の子どもが65歳以上となる2040年(令和22年)を見据えて、要介護状態が重度化しても住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる推進が求められています。

このような中、本市の高齢者の現状と課題を踏まえ、本市が目指すべき高齢者保健福祉の基本的な方針と具体的に取り組むべき施策を明らかにし、市内で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために、「養父市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

### 2. 計画の位置づけ

本計画は、高齢者の保健・医療・福祉に関わる施策全般を定める高齢者福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量等を定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。また、総合計画と総合戦略を一体化した「養父市まちづくり計画(仮称)」をはじめ、「第 4次養父市地域福祉計画」「第 3次養父市障がい者計画・第 5 期養父市障がい福祉計画」等の関連諸計画と整合性を図りながら策定しています。

## 3. 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3年間を1期とする計画です。

区分	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4 年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
養父市高齢者 福祉計画・ 第8期介護保険 事業計画	前回計画								
					本計画				
							次期計画		

## 4. 日常生活圏域の設定

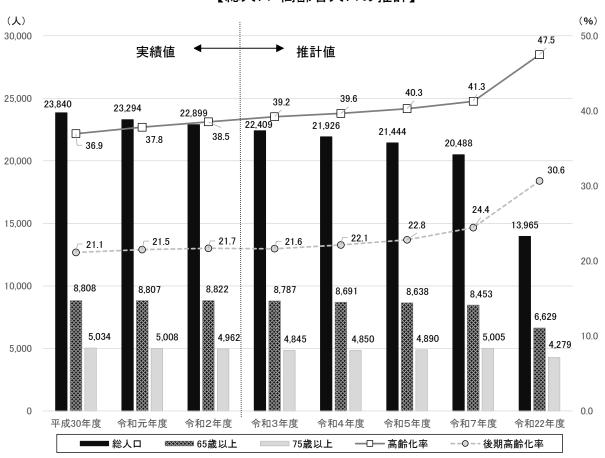
本市では、市民の生活行動範囲や保健福祉に関する社会資源の立地状況等を勘案し、合併前の旧町域ごとに日常生活圏域(八鹿地域、養父地域、大屋地域、関宮地域)を設定しました。本計画期間においても、旧町域ごとの社会資源の整備状況等に大きな変化がないことから、そのまま旧町域ごとの4つの日常生活圏域としています。

## 2

## 養父市の高齢者を取り巻く状況

## 1. 将来人口の推移と推計

本市の総人口は年々減少し、高齢者人口も令和3年度以降減少すると見込まれます。一方、後期高齢者人口は令和4年度以降増加すると見込まれ、高齢化率、後期高齢化率は高まると見込まれます。

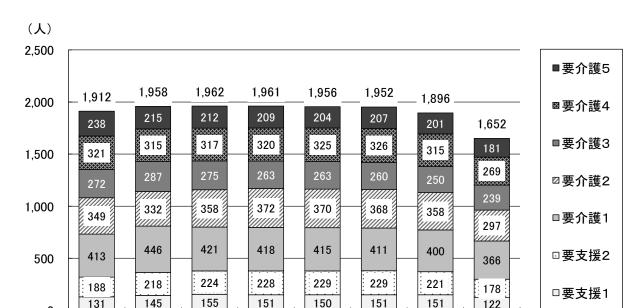


【総人口・高齢者人口の推計】

資料: 養父市住民基本台帳(各年度9月末)及び推計値

### 2. 要支援・要介護認定者数の推移と推計

要支援・要介護認定者数を推計すると、65 歳以上人口は減少傾向にあるものの、認定者数 は横ばいから微減傾向で推移すると見込まれます。



平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和7年度 令和22年度

【要支援・要介護認定者数の推計】

資料:介護保険事業状況報告(各年度9月末)及び推計値

122

## 3. 高齢者の現状を踏まえた重点課題

131

0

### 地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進

- ●介護が必要な状態となっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、医 療、介護、予防、住まい、生活支援の各分野におけるサービスを充実させるとともに、各事業 所や多様な主体が連携してサービスを提供できる「地域包括ケアシステム」の深化・推進が必 要です。
- ●地域包括支援センターや高齢者相談センター等を中心とした地域ケア会議の開催や在宅医療・ 介護の連携推進、相談体制の充実、認知症施策の推進に努めるとともに、地域のさまざまな二 ーズに対応したサービス提供体制の推進が重要です。

## 高齢者が健康づくり・介護予防に取り組める環境づくり

- ●高齢者が自らの健康状態に目を向け、体力や栄養状態の変化に早期に対応し、健康づくりに取 り組める環境を整え、介護予防を一層強化していく必要があります。
- ●元気な高齢者が地域ぐるみの健康づくりや介護予防の活動を担って地域に貢献できるよう支 援し、担い手自身の生きがいや役割づくりにつなげることが重要です。

#### 高齢者が自立するための支援の推進

- ●介護を必要とする方に適切な情報を提供するため、地域包括支援センター、高齢者相談センター等の高齢者の相談窓口の周知に努め、介護保険制度の仕組みや各種サービスの内容、認知症への理解を進めることで、介護サービスへの不安や疑問の解消に努めることが求められます。
- ●多様なニーズに的確に応えるため、介護・保健福祉・医療等の関係機関が連携した介護保険サービスのみならず、介護予防・日常生活支援総合事業等での多様なサービスの充実に努め、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことが重要です。

# 3 計画の基本的な考え方

#### 1. 基本理念

## 響きあう心 いきいき安心 福祉の郷 養父市

第7期計画において掲げた基本理念「響きあう心 いきいき安心 福祉の郷 養父市」を第8期も基本理念として、さらなる実現に向けて、高齢者をはじめ、その家族や地域住民があたたかい心で助け合い、支え合うことで、いきいきと暮らすことができるよう、施策を総合的に推進していきます。

### 2. 基本目標

本市における課題を勘案し、高齢者福祉施策の目指す方向性として、第7期計画に引き続き、次の3つを基本目標とします。

 基本目標1
 いきいき健康づくりの応援

 基本目標2
 あんしん福祉の推進

 基本目標3
 ふれあい地域ケアの推進

# 4

## 主要施策及び重点事業

## (主要施策1)介護予防の推進

## 重点事業1 毎日元気にクラス

#### 〇 概 要

高齢期の虚弱を予防するための「運動」「栄養」「社会」プログラムの実践方法を学ぶ健康教室・講演会等を開催し、介護予防の知識の普及啓発を図ります。

#### ○ 今後の取り組み

- ・健康教室・講演会等を開催し、介護予防の知識の普及啓発を行います。
- ・市民自らが健康づくりや介護予防に取り組むための意識づけと地域全体で取り組むための リーダー養成を行います。
- 自治協議会を中心とした、健康づくり・社会参加の場づくりを支援します。
- 健康課と協働で「毎日元気にクラス」の開催地域を拡大します。
- 「毎日元気にクラス」終了地区での自主活動が継続できるよう支援します。

## 重点事業2 デイサービス・通所型生活機能向上サービス事業所支援事業

### 〇 概 要

デイサービスや通所型生活機能向上サービス事業所の現場にリハビリテーション専門職を派遣し、介護スタッフの資質向上や介護予防の普及啓発を図ります。

#### ○ 今後の取り組み

- ・通所サービス事業所、通所型生活機能向上サービス事業所への支援にセラピストを派遣し、 自立支援・介護予防の普及や機能強化を図ります。
- ・出前講座や「くらし安心サポーター」の養成講座等において、セラピストと連携して研修を 実施します。
- ケアマネジャーにリハビリテーションの視点が持てるよう研修を行います。

## (主要施策2)介護保険サービスの円滑な提供

## 重点事業3 人材の確保

#### 〇 概 要

介護サービス事業の人材確保支援策について調査研究を行い、必要な人材確保に努めます。

#### ○ 今後の取り組み

・今後も、介護職員等人材の確保が不可欠であり、拡充した「養父市U・ I ターン介護人材確保事業」の評価・検証も含めて、人材の確保支援策について引き続き調査・研究を行います。

### 重点事業4 介護保険サービスの適正かつ円滑な運営

#### 〇 概 要

要介護認定適正化、介護給付適正化、実地指導等の実施により、保険給付の信頼性向上に向けた取り組みを強化します。

#### ○ 今後の取り組み

- ・遠隔地及び市内施設の重度者からの更新申請を除き、すべての認定調査の直営実施を維持します。
- e ラーニングの活用などにより、認定調査員の技術向上と平準化を図ります。
- •ケアプラン確認やケアプラン点検を継続するとともに、これらの結果を活用してケアマネジャー全体の資質向上を図ります。

## (主要施策3)介護予防・生活支援サービスの充実

## 重点事業5 総合事業による日常生活支援の推進

#### 〇概 要

要支援相当の高齢者を対象とした訪問・通所サービスの充実を図ります。

#### ○ 今後の取り組み

- ・自立支援に向けた適切なケアマネジメントの重要性について周知を図り、効果的な支援となるよう、関係者との連携を図ります。
- 新規事業者の参入や既存事業所の拡大を推進します。
- ・サービス提供時にセラピストの派遣などを継続し、リハビリの視点を導入して効果的な介護 予防サービスとなることを目指します。

## 重点事業6 多様なサービスの充実

#### 〇 概 要

地域住民やボランティア、民間事業者等、さまざまな担い手による介護予防・生活支援サービスの充実を図ります。

#### ○ 今後の取り組み

- ・現在の介護保険サービス事業所による既存のサービスに加えて、閉じこもりがちな高齢者や 虚弱な高齢者等の体力向上、栄養改善や社会参加を図り、心身の状態が悪化しないように、 サービスの充実を図ります。
- ・シルバー人材センターや自治協議会等と連携しながら、多様な主体を活用して高齢者を支援 していく仕組みを構築します。
- 元気な高齢者が支え手となって活動できるよう、事業所への働きかけなどを行います。

## (主要施策4)地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進

## 重点事業7 地域ケア会議の充実

#### 〇概 要

支援困難ケースや自立支援に資するケアマネジメントについて、多機関・多職種で支援を検討し、地域課題については地域ケア推進会議へ提言を行い、課題解決に向け検討します。

#### ○ 今後の取り組み

- ・個別課題の解決を図るとともに、ケアマネジャーの自立支援に向けて、ケアマネジメントの 実践力を高めます。
- ・個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化します。
- ・地域課題について協議を行い、問題解決のための方向性を検討し、必要があれば再び地域ケア生活支援会議につなぎ、対応策の検討を行います。
- ・協議・検討した内容を介護保険運営協議会で報告し、政策の立案や提言を行います。

## (主要施策5)相談支援体制、介護者支援の充実

## 重点事業8 相談支援体制の充実

#### 〇概 要

日常生活圏域ごとに高齢者相談センターを設置し、総合相談支援体制を充実させます。高齢者虐待等の権利擁護についても、高齢者相談センターと連携し、本人及び介護者への支援の充実を図ります。

#### ○ 今後の取り組み

・個人情報の取り扱いに注意しながらさまざまな領域の関係機関、専門職とのネットワークを 活用し、分野を超えた相談に応じる相談支援体制の充実を図ります。

## (主要施策6) 認知症施策の推進

## 重点事業9 認知症初期集中支援チーム

#### 〇 概 要

複数の専門職が、家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及び家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い自立生活のサポートを行います。

#### ○ 今後の取り組み

- ・認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制を構築します。
- チーム員の知識や対応能力向上のためのスキルアップを図り、事業拡充に向けた人員確保を 行います。
- ・ 認知症初期集中支援チーム検討委員会で活動状況等の確認を行います。
- 個別のケース対応については、地域ケア個別会議等も活用し、地域課題の抽出や検討を重ねていきます。

## 重点事業 10 キャラバンメイトの養成

#### 〇 概 要

認知症の方とその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進するため、 認知症に対する正しい知識と身体的な対処方法を市民に伝える講師役として活動するキャラ バンメイトを養成します。

#### ○ 今後の取り組み

・毎年度新規に3名養成し、令和5年度には延べ養成者数63名を目指します。

# 5

## 第8期計画期間中の保険料

令和3年度から令和5年度までの介護保険事業及び第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の積算内訳は以下のようになります。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計			
標準給付費		37億3,077万円 37億2,063万円		37億1,831万円	111億6,972万円			
	介護給付費	33億9,353万円	33 億 9,551 万円	33億9,464万円	101億8,370万円			
	予防給付費	1 億 2,852 万円	1億2,928万円	1億2,947万円	3億8,728万円			
	その他	2億871万円	1 億 9,583 万円	1億9,419万円	5 億 9,874 万円			
地填	或支援事業費	1億3,552万円	1 億 3,615 万円	1億3,653万円	4億821万円			
標準給付費+地域支援 事業費		38億6,630万円	38億5,678万円	38億5,485万円	115億7,794万円			
第1号被保険者負担分相当額(23%)		26 億 6,292 万円						
第1号被保険者が負担 する必要保険料		22億2,564万円 (調整交付金基本割合5%との差額、保険者機能強化推進交付金等の 交付見込額、介護給付費準備基金繰入金、収納率98.5%で補正)						
	导段階別加入割合補正 按保険者数(弾力化後)	26,686 人(令	5,686 人(令和 3 年度~令和 5 年度までの被保険者数)					
第1号被保険者保険料 基準額		月額 6,950 円、年額 83,400 円						

<sup>※</sup>その他には、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査 支払手数料等が含まれます。

# 6

## 所得段階別の第1号被保険者保険料

			第8期保険料				
所得段階		内容	基準額に 対する割合	月額保険料(円)	年 額 保険料(円)		
第1段階	市民税	生活保護を受けている方 老齢福祉年金を受けている方 合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円 以下の方	0.50 (0.30)	3,475 (2,085)	41,700 (25,020)		
第2段階	非課税世帯	合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円 を超え120万円以下の 方	0.70 (0.45)	4,865 (3,128)	58,380 (37,530)		
第3段階		合計所得金額と課税年金 収入額の合計が 120 万 円を超える方	0.80 (0.75)	5,560 (5,213)	66,720 (62,550)		
第4段階	本人が市民 税非課税	合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円 以下の方	0.90	6,255	75,060		
第5段階(基準額)	(世帯に課税者がいる)	合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円 を超える方	1.00	6,950	83,400		
第6段階		合計所得金額が 100 万 円以下の方	1.20	8,340	100,080		
第7段階	本人が 市民税課税	合計所得金額が 100 万 円を超え 190 万円以下 の方	1.40	9,730	116,760		
第8段階		合計所得金額が 190 万 円を超え 290 万円以下 の方	1.60	11,120	133,440		
第9段階		合計所得金額が 290 万 円を超え 390 万円以下 の方	1.80	12,510	150,120		
第 10 段階		合計所得金額が 390 万 円を超え 500 万円以下 の方	2.00	13,900	166,800		
第 11 段階		合計所得金額が 500 万 円を超える方	2.20	15,290	183,480		

<sup>※</sup>第1段階〜第3段階は公費による低所得者の保険料軽減が実施されるため、( )内の金額等になります。

#### 養父市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画【概要版】

発行年月:令和3年3月

発 行:養父市 健康福祉部 介護保険課 〒667-8651 養父市八鹿町八鹿1675

TEL:079-662-7603 FAX:079-662-2601